

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和元年9月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 安井一義議員、6番 奥山格議員、7番 青野隆一議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(青野隆一議員)

議会運営委員会の審議の結果についてご報告申し上げます。

去る8月22日招集告示になりました今定例会に係わる議会運営委員会を8月30日、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところあります。

まず議案の審議についてであります。補正予算議案4案件及び議第62号については、いずれも開会初日に審議することといたしました。

決算議案7案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしました。

なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合わせにより、議長及び決算特別委員長、並びに平成30年度決算の監査を行った議選監査委員を除外し、1人30分の持ち時間を各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から9月27日までの19日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましてとおり、本日から9月27日までの19日間とすることに、ご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月27日までの19日間とすることに決しました。なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

まず先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和元年8月20日付けで、監査委員より議長宛てに、8月に実施いたしました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、6月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに、議員の派遣状況につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、認第1号「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第32、議第66号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの29案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。議案の上程に先立ち、永年の議員活動の功績が認められ、全国市議会議長会より永年勤続表彰を受けられました須貝孝前議長に対し、心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございました。

議員各位におかれましては、市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに対し、衷心より感謝申し上げます。また、今回が初の定例会となる議員の方々には、市民の代表としてご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、異常気象による災害が頻発する中、8月に発生した九州北部豪雨災害では尊い命が失われました。お亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く、被災者の皆様が日常生活を取り戻せることを祈念いたします。

いつ発生するのか分からないのが災害です。本市においても、8月19日にNPO法人コメリ防災対策センター様と「災害時における物資供給に関する協定」を締結いたしました。今後とも万一に備え万全の対策を講じてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本市最大のイベントであり、夏の終わりを彩る「おばなざわ花笠まつり」には、多くの皆様にご来場いただき、天候に恵まれたこともあり、盛大に開催することができました。参加された皆様と開催にあたりご尽力を賜りました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

さらに、台風15号の上陸により、1都7県で約90万件の停電、千葉県はじめ数県で負傷者及び建物被害が出ているようです。実りの秋を迎えている本市の稲穂は黄金色となり、頭を垂れており、そばの花も終盤を迎え間もなく刈り取られます。豊作をお祈りしたいと思います。

それでは、今定例会に提案しました議案の概要について、説明申し上げます。

認第1号「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「平成30年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件につきましては、議会の認定をお願いするものです。

なお、各会計の歳入歳出決算については、監査委員によって審査がなされ、別冊の決算審査意見書が提出されています。その内容については、のちほどご報告があると思いますが、決算の概要については、会計管理者より説明いたさせます。

次に、補正予算について説明いたします。

議第45号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第3号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,498万2,000円を追加し、予算の総額を120億6,661万3,000円とするものです。

歳出の主なものにつきましては、地方財政法第7条に基づく財政調整基金積立金、福祉灯油購入扶助、私立保育園・幼稚園副食費助成事業補助金、森林環境譲与税基金積立金、森林経営管理制度対象森林調査業務

委託料、市制施行60周年記念長板そば委託料、徳良湖温泉花笠の湯源泉予備ポンプ購入費、除雪業務委託料、除排雪機械等借上料、亜炭鉱害復旧工事請負費などを追加するものです。

歳入につきましては、自動車取得税交付金、保育所等利用者負担金などを減額し、森林環境譲与税、子ども・子育て支援臨時交付金、環境性能割交付金、灯油購入費助成事業費補助金、介護保険特別会計繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、繰越金、亜炭鉱害復旧事業費受託事業収入などを追加して予算を調製するものです。

債務負担行為補正については、第2表のとおり、「徳良湖周辺施設」他2件において、令和2年度から令和4年度までの指定管理料の追加をお願いするものです。

議第46号「令和元年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ55万円を追加し、予算の総額を21億82万9,000円とするものです。

歳出については、旧被扶養者の減免期間見直しに伴うシステム改修委託料を追加するもので、歳入については、一般会計からの繰入金を充当して予算を調製するものです。

議第47号「令和元年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ292万8,000円を追加し、予算の総額を7,068万円とするものです。

歳出については、牛房野処理場の微細目スクリーンを修繕するため、施設等修繕料を追加するもので、歳入については、一般会計からの繰入金を充当して予算を調製するものです。

議第48号「令和元年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,478万円を追加し、予算の総額を19億4,238万8,000円とするものです。

歳出については、第8期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査等業務委託料、前年度の精算分として、国庫及び支払基金等への返還金、さらには一般会計への繰出金を追加するものです。

歳入については、介護給付費交付金、一般会計からの繰入金、繰越金などを充当して予算を調製するものです。

第2表「債務負担行為補正」については、第2表のとおり、第8期介護保険事業計画策定に係る業務を令和元年度から令和2年度までの2ヵ年継続事業とする

ため、介護保険事業計画策定業務委託料を追加するものです。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第49号「尾花沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第50号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、軽自動車税環境性能割の減免及び非課税規定について、山形県税条例の規定に基づき条例の整備を図るため、提案するものです。

議第51号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準のうち、消防法に基づく危険物施設の許可申請に係る手数料が一部改正されたことに伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第52号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、鶴子小学校を常盤小学校へ統合し、玉野中学校を尾花沢中学校へ統合するため、提案するものであります。

議第53号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第54号「尾花沢市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などの一部を改正する法律の制定に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第55号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第56号「尾花沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第57号「尾花沢市徳良湖温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

ですが、尾花沢市徳良湖温泉施設における指定管理者の主体的取り組みを推進し、市民福祉の向上を図るため、提案するものです。

議第58号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第59号「尾花沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、提案するものです。

議第60号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する関係条例の整備を図るため、提案するものです。

議第61号「尾花沢市名木沢生涯スポーツ交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について」ですが、社会教育の推進を図ると共に、生涯学習社会構築への機運醸成を図ることを目的とし、生涯スポーツに親しむ環境を整備するため、提案するものです。

議第62号「尾花沢市森林環境譲与税基金条例の設定について」ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づき、尾花沢市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる基金を設置するため、提案するものです。

議第63号「人権擁護委員の推薦について」から議第65号「人権擁護委員の推薦について」までの3案件についてですが、人権擁護委員の任期満了に伴い、その後任委員の推薦を要するため、提案するものです。

議第66号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任委員の任命について同意を求めため、提案するものであります。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決、ご同意くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

次に、会計管理者より各会計歳入歳出決算の概要説

明を求めます。会計管理者。

◎会計管理者(間 宮 明 君)

命によりまして、平成30年度尾花沢市歳入歳出決算書の概要を説明いたします。

認第1号「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「平成30年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、歳入歳出決算書冊子1ページの、平成30年度尾花沢市歳入歳出決算総括表及び、3ページからの各会計の歳入歳出決算書に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参照をお願いいたします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが、千円単位で、率につきましては小数点第1位にて、説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、1ページ、2ページを、お聞き願います。平成30年度尾花沢市歳入歳出決算総括表について申し上げます。表下段、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額193億662万7,000円に対し、歳入決算額は192億4,392万8,000円で、予算現額に対する割合は99.7%となります。また、歳出決算額は179億7,312万9,000円で、同様に93.1%の割合となります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、12億7,079万9,000円であります。

最初に、5ページ、6ページを、お聞き願います。認第1号の「平成30年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額142億1,969万1,000円に対し、収入済額は139億8,321万1,000円で、98.3%の収入率となります。不納欠損額は944万9,000円で、全て1款市税であります。

また、収入未済額は4億3,112万円であります。その主なものについては、3ページから6ページの収入未済額欄をご覧ください。1款の市税が8,666万8,000円、12款の使用料及び手数料が1,764万6,000円、13款の国庫支出金が8,619万3,000円、20款の市債2億3,460万円などあります。なお、これらには、繰越明許事業として翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が含まれております。

次の歳出についてであります。9ページ、10ページをお聞き願います。表下段、歳出合計の支出済額は130億1,009万3,000円で、予算現額に対し91.5%の執行率となります。令和元年度への繰越額は5億6,055万7,000円で、その主なものは、2款総務費が1億

4,533万3,000円、8款土木費が1億9,944万2,000円、10款教育費が8,499万5,000円、11款災害復旧費が1億877万6,000円などあります。また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた不用額は、6億4,904万円で、その主なものは、2款総務費が1億1,982万6,000円、8款土木費が1億7,602万9,000円、11款災害復旧費が1億2,166万6,000円であります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、9億7,311万7,000円ありますが、この中には、決算書の292ページ、平成30年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書をお開き願います。292ページ、表中段の繰越明許費繰越額が2億2,036万9,000円含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は7億5,274万9,000円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。戻りまして11ページ、12ページをお聞き願います。認第2号の「平成30年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額21億850万7,000円に対し、収入済額は22億4,398万3,000円で、106.4%の収入率となり、不納欠損額は1,084万7,000円、収入未済額は8,095万6,000円あります。

次の13、14ページを、お聞き願います。表下段、歳出合計の支出済額は20億6,629万円で、予算現額に対して98.0%の執行率となり、不用額は4,221万6,000円あります。この結果、15ページ、歳入歳出差引残額は1億7,769万2,000円となります。

次に16ページ、17ページをお聞き願います。中央診療所施設勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額3億7,128万9,000円に対し、収入済額は4億326万4,000円で、108.6%の収入率となり、収入未済額は36万5,000円あります。

次の18、19ページをお聞き願います。表下段、歳出合計の支出済額は、3億5,093万1,000円で、予算現額に対して94.5%の執行率となり、不用額は2,035万7,000円あります。この結果、歳入歳出差引残額は、5,233万3,000円あります。

次に20ページ、21ページをお聞き願います。認第3号の「平成30年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。歳入合計の予算現額2億7,215万3,000円に対し、収入済額は2億7,185万円で、99.9%の収入率となり、収入未済額は561万8,000円あります。

次の22、23ページをお聞き願います。歳出合計の支

出済額は2億6,038万7,000円で、予算現額に対して95.7%の執行率となり、不用額は616万5,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、1,146万3,000円であります。

次に24ページ、25ページをお開き願います。認第4号の「平成30年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。歳入合計の予算現額240万9,000円に対し、収入済額は268万4,000円で、111.5%の収入率となり、収入未済額は659万2,000円であります。

次の26・27ページお開き願います。歳出合計の支出済額は234万9,000円で、予算現額に対し97.5%の執行率となり、不用額は5万9,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は33万5,000円となります。

次に28ページ、29ページをお開き願います。認第5号の「平成30年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額7,153万1,000円に対し、収入済額は7,147万4,000円で、99.9%の収入率となり、収入未済額は312万3,000円であります。

次の30、31ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は6,903万2,000円で、予算現額に対し96.5%の執行率となり、不用額は100万1,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は244万2,000円となります。

次に32ページ、33ページをお開き願います。認第6号の「平成30年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段の歳入合計の予算現額20億5,752万3,000円に対し、収入済額は20億5,936万7,000円で、100.1%の収入率となり、不納欠損額は78万3,000円、収入未済額は340万6,000円であります。

次の34、35ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は20億1,383万円で、予算現額に対し97.9%の執行率となり、不用額は4,369万2,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、4,553万6,000円となります。

次に36ページ、37ページをお開き願います。認第7号の「平成30年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。歳入合計の予算現額2億352万4,000円に対し、収入済額は2億809万1,000円で102.2%の収入率となり、不納欠損額は14万4,000円、収入未済額は96万5,000円であります。

次の38、39ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は2億21万3,000円で、予算現額に対し98.4%の執行率となり、不用額は331万円であります。この

結果、歳入歳出差引残額は787万8,000円となります。

次に、基金の主な状況であります。冊子の306ページ、307ページをお開き願います。

306ページ、4基金の(2)尾花沢市財政調整基金が、決算年度中に1億8,639万7,000円減となり、年度末現在高は8億1,450万2,000円に、(4)尾花沢市庁舎建設基金が1億9,989万円減の6億3,450万7,000円となっております。(6)尾花沢市公共施設整備等基金が5,119万8,000円増の2億825万6,000円となっております。また、308ページ(15)ふるさと尾花沢応援基金が7,187万1,000円増の4億7,051万9,000円となっております。

なお、平成30年度決算における普通会計の主な財政指標につきましては、別冊の主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の2ページ上段の表に記載してございますのでご参照を願います。

以上が、地方自治法に基づきました平成30年度一般会計及び各特別会計の決算調製の概要であります。この他、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに、財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照の上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

次に監査委員より、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに、財政健全化・経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員。

[監査委員 高宮徹哉 君 登壇]

◎監査委員(高宮徹哉君)

監査委員の高宮徹哉でございます。まず、本年度は監査委員の交代があり、7月22日までは菅野修一さん、8月5日からは小林秀也さん、都合私の3人で監査を行いました。その結果3人とも合意いたしましたので、監査委員を代表して平成30年度決算審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

審査意見書1ページをお開き願います。審査の対象であります。平成30年度尾花沢市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標について、審査を行いました。

はじめに、平成30年度尾花沢市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況について申し上げ

げます。

審査の期間につきましては、令和元年7月8日から8月8日まで実施いたしました。

次に審査の方法であります。令和元年7月3日付をもって市長より審査に付された当該決算書等について、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取するなど、例月出納検査、定例監査の結果を参考にして、法令その他の規定にしたがって処理されているか、予算の執行が適正であるか、また計数が正確であるかを主眼に審査を行いました。

次に審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計の歳入歳出決算及び関係書類は、関係法令に準拠し処理されており、歳入歳出その他証書類を照合した結果、計数は正確でありました。

なお、予算の執行及び財産管理についても、適正であると認めたところであります。

また各基金は、それぞれ設置の目的に沿って運用され、かつ計数は正確であり、適正と認められました。

次に、審査の詳細な意見及び項目ごとの分析結果について申し上げます。

審査意見書2ページ、3ページをお開き願います。

まず、平成30年度の一般会計と特別会計を合わせた総額ですが、歳入は192億4,392万9,000円、歳出は179億7,312万9,000円で、前年度に比べ、歳入で2億8,134万8,000円の減、歳出は4億5,170万5,000円の減となりました。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億4,333万3,000円となり、さらに前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、8,408万円の黒字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ3,094万3,000円の増、歳出で1億2,327万6,000円の減となり、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、7億5,274万9,000円となっております。

歳入について前年度と比較しますと、自主財源では、市税、繰越金、諸収入等で減少したものの、繰入金、寄付金の増加により、1億6,501万円の増となりました。

依存財源では、市債、地方消費税交付金で増加し、地方交付税、国庫支出金、県支出金が減少し、1億3,406万7,000円の減となっております。

その結果、自主財源の歳入総額に占める構成比は34.7%で、前年度に比べ1.1%増加しております。

次に、歳出決算額を普通会計性質別経費に分類し前

年度と比較しますと、消費的経費は、人件費、維持補修費、扶助費、補助金等で減少したことにより、1億5,448万4,000円の減となりました。

また、投資的経費は災害復旧事業費で3,271万1,000円増加し、普通建設事業費で6,497万2,000円減少、その他経費では、繰出金、公債費、投資及び出資金貸付金で減少したものの、積立金で増加し6,398万2,000円の増となりました。

この結果、各性質別経費の構成比は消費的経費が51.8%、投資的経費が21.1%、その他の経費が27.1%となっております。

なお、特徴的な支出項目としましては、新庁舎建設事業、ふるさと尾花沢応援基金活用事業、多面的機能支払交付金事業、産業立地促進資金貸付金、除排雪事業、放水塔付消防ポンプ自動車購入事業、史跡延沢银山遺跡安全対策工事などとなっております。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、前年度より0.5ポイント低下し、86.8%となりました。財政力指数は0.29で、前年度に比べ0.01ポイント上昇し、実質公債費比率は、7.1%で前年度より1.7ポイントの低下となっております。

普通会計における、当該年度末の市債残高は126億160万7,000円で、前年度に比べ、11億4,894万円増加しております。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計6会計の歳入総額は、52億6,071万8,000円で、前年度に比べ3億1,229万1,000円の減となり、歳出総額は、49億6,303万6,000円で、前年度に比べ3億2,842万9,000円の減となりました。

また、一般会計からの繰入金総額は、8億4,350万6,000円で、前年度に比べ2,862万9,000円減少しております。

次に、収納率について申し上げます。

市税現年度分収納率は98.69%で、前年度に比べ0.07ポイント上昇しましたが、滞納繰越を含んだ収納率は94.69%で、前年度より0.04ポイント低下しております。また、国民健康保険税の滞納繰越を含んだ収納率は83.54%と、前年度と比べ、0.62ポイント低下しております。

次に、不納欠損額について申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は、2,122万4,000円となっており、このうち、市税不納欠損額は945万円で、前年度と比べ179万8,000円増加、国民健康保険税不納欠損額は1,084万7,000円で、前年度と比べ28万4,000円増加しております。

次に、収入未済額について申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、2億1,155万2,000円で、前年度に比べ2,066万4,000円減少しております。

このうち、市税収入未済実績額は8,671万3,000円で、前年度に比べ141万2,000円減少、国民健康保険税収入未済実績額は8,055万7,000円で、前年度と比べ776万3,000円減少、税外収入未済額は2,365万9,000円で、前年度と比べ1,010万4,000円減少しております。

税外収入未済額の主なものは、保育所運営費負担金332万8,000円、市営住宅使用料1,764万6,000円などとなっております。

未収金の収納にあたっては、夜間納税相談や徴収訪問などの各種対策が収納未済額の減少に結びついておりますが、さらなる収納率の向上に努められますよう、また、法的な不能欠損処分については、負担の公平性と財源確保を基本としながら、今後とも慎重な調査を踏まえながら対応していただくよう望みます。

税外収入においても、市民負担の公平性が原則であります。長期にわたる未収金については、処理基準について、全庁的に検討することが必要と考えられます。

積立基金残高は、公共施設整備等基金で増加しておりますが、財政調整基金、庁舎建設基金などで減少し、前年度より2億613万1,000円の減となっております。有利な起債を活用しながらも、適正な基金の確保に努めていただくよう要望します。

また、ふるさと納税を財源とする応援基金については、小中学校エアコン設置事業など各事業に活用されております。制度改正による影響も懸念される所ですが、今後も本市地場産品のPRに努め、事業の推進を望むものであります。

これらの決算状況を踏まえて審査した結果、当該年度の決算については、公債費及び経常収支比率の減少が図られるなど、当局の努力について評価いたします。

しかし、地方交付税が減少傾向にある中、増加する社会保障費や除排雪経費、空き公共施設に係る除却経費、学園構想事業、さらに、ごみ焼却施設の課題など、厳しい財政状況が続くものと予測されます。本市が将来にわたって、財政の健全化を図るためには、社会経済情勢の動向を見極め、事業の取捨選択による計画的な実施、国や県の制度の有効な活用が必要であります。第6次総合振興計画は集大成に近づいておりますが、その将来像が次の新たな10年へとつなげられ、市民と行政が一体となり、市民福祉の向上に努められるよう

望むものであります。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標の審査について申し上げます。

財政健全化、経営健全化審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の期間であります。令和元年8月6日から8日まで実施いたしました。

審査の概要であります。この財政健全化審査は、市長より審査に付された、平成30年度尾花沢市財政健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係書類と照合審査するとともに、関係職員より説明を聴取しながら実施いたしました。

その審査の結果について申し上げます。

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は早期健全化基準と比較し、これを大きく下回っております。また、実質公債費比率は7.1%と前年度と比較し、1.7ポイント改善され、将来負担比率については80.2%で、前年度と比較し15.8ポイント上回ったものの、早期健全化基準の350.0%を下回っており、健全であると判断されますが、引き続き財政の安定化を図られるよう要望いたします。

次に、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道特別会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する特別会計の資金不足比率について審査を行いました。いずれも適正に作成されたものと認められました。

以上が審査の経過と結果であります。

終わりに、平成30年度決算審査におきまして、長期間にわたり、市当局のご協力をいただき、本定例会にご報告を申し上げる運びとなりました。ここに、衷心よりお礼を申し上げ、審査の報告といたします。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

次に、財政課長より補正予算の説明を求めます。財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

先ほど、市長が提案しました補正予算書の詳細について、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の9ページ、10ページのほうをお開き願います。

議第45号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第3号)」についてです。

まず、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1款市税、3項1目及び2目の環境性能割であります。それから2款地方譲与税、4項1目森林環境譲与税、それから7款1項1目自動車取得税交付金及び9款1項1目環境性能割交付金については、地方税制改正に伴い増減するものです。

なお、9款のほうに環境性能割交付金を追加したことによりまして、それ以降は順次繰り下げとなります。

8款1項1目地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金及び12款2項1目民生費負担金の保育所等利用者負担金については、幼児教育・保育の無償化に伴い増減するものです。

11ページ、12ページをお開き願います。

18款繰入金、1項2目介護保険特別会計繰入金については、前年度の精算分として繰り入れるものです。

19款1項1目繰越金については、地方財政法第7条に基づく、平成30年度決算の実質収支額の2分の1の積み立てと、9月補正の一般財源の調製分をあわせて追加するものです。

13ページ、14ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

2款総務費、1項3目財政管理費については、財政調整基金積立金としまして3億7,640万円追加するもので、この積み立てによりまして、令和元年度末の積立額は8億7,088万9,000円となる見込みであります。

3款民生費、1項2目老人福祉費については、低所得の高齢者等が冬期間、安定した生活ができるようにするため、福祉灯油購入扶助350万円を追加します。

2項3目保育所費については、幼児教育・保育の無償化に際して、国の制度では対象外となる副食費を、尾花沢市独自に免除して、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、私立保育園・幼稚園副食費助成事業補助金278万1,000円を追加するものです。

次に、15、16ページをお開き願います。

6款農林水産業費、2項1目林業総務費については、地方税制改正に伴う森林環境譲与税の創設に伴い、森林環境譲与税基金積立金637万円を追加するものです。

次に、17、18ページをお開き願います。

8款土木費、2項2目道路維持費については、早期の雪に備えるため、除雪業務委託料に5,000万円、除排雪機械等借上料に5,000万円を追加するものです。

次に、19、20ページをお開き願います。

11款災害復旧費、3項1目亜炭鉱害災害復旧費につ

いては、西野々地区で発生した亜炭鉱害の復旧工事請負費3,550万8,000円を追加するものです。

議第46号から議第48号については、市長が提案したとおりです。よろしく願います。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第33、議第45号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第3号)」から、日程第37、議第62号「尾花沢市森林環境譲与税基金条例の設定について」までの5案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、5案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第33、議第45号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

それでは私のほうから何点か質問させていただきます。

最初に13、14ページ、元気な地域づくり交付金47万2,000円の増額となっております。この説明をお願い申し上げます。次の16ページ、6款1項2目、鳥獣被害防止対策協議会補助金91万1,000円、この説明をお願いいたします。次のページ、18ページ、上段の観光費になりますけれども、徳良湖周辺施設指定管理料168万4,000円、市制施行60周年記念長板そば委託料150万円、以上についてのご説明と、さらに戻りますが、6ページ、第2表、債務負担行為の今回補正ということで、3件計上されております。私のほうからは平成29年の10月に、花笠高原荘のあり方に関する提言書がございました。これによりまして、大規模改修はせず、安価な公共の宿として運営を継続すること。2点目が御所の湯を廃止をすることということでございましたが、今回の提案につきましては、この提言書は、また新たな方向での提案と、これは鶴子の皆さん方のご意見というものも入った提案ということになったようでございます。このもともとその提言書ということであったわけですが、このことに関連性について、このことについては白紙ということに戻すのかどうか。あるいはこの基本路線は堅持をしながらも、今回の鶴

子地区との話し合いに基づきながら、大浴場については3年間経営努力を行った上で、最終判断を行うというふうな方向性なのか、お伺いいたします。

もう1点、この債務負担行為が可決をされますと、これから1ヵ月間の公募ということになるようでございます。私ちょっと心配しておりますのは公募、前回の平成27年度公募をされたわけですけども、ふるさと振興公社1社のみであったということございまして、このことについて、公募がどうなるかは分かりませんが、もし万が一公募されないというふうな場合、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(佐藤京子君)

青野議員の元気な地域づくり交付金の補正についてご報告申し上げます。14ページでございます。

元気な地域づくり交付金の中にございます、地域除雪活動支援事業という、各地域で除雪をしていただいている事業がございます。こちらの補助要綱が除雪費の部分について増額になっております。こちらの増額の部分の対応と、新規集落分の予定の部分といたしまして、47万2,000円を増額いたしております。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

6款2項1目の鳥獣被害防止対策協議会補助金、91万1,000円についてでございますけれども、今年度はクマの出没が、報告が遅かったんですけども、その後急激に増えてきておまして、8月末現在ですけれども、調査、現場調査のほうを行った件数が98件、30年度の調査件数が57件と大幅に増加してございます。その関係で有害捕獲というふうなことで、捕獲許可を出す件数も昨年に比べまして、かなり多くなってございます。その関係で、実施体、いわゆる猟友会の皆さんが捕獲檻等の設置撤去、そういうふうな件数がかなり増えているということで、今般補正をお願いしたところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

18ページ、徳良湖周辺施設指定管理料につきましてです。この指定管理につきましては、キャンプ場の冬期間の管理委託の部分を追加するものであります。当初、指定管理を一年延長するっていうふうな協議の際に、キャンプ場の冬期間の管理については、除

雪等特殊な場所でありまして、人材の確保に難しい、支障をきたして困難だということで、当初予算のほうには上げておりませんでした。その間、市としては継続して要望してきた結果、これまで同様の人員の確保は目途がたったということもありまして、今回の補正に計上させていただきました。

次の市制施行60周年記念の長板そばの委託料150万円につきましてであります。今回10月26日、市制施行60周年の記念式典等が行われます。その際、長板そばの振る舞いということで、1つの60周年を記念するイベントとして60mの長板そばの振る舞いを実施する予定であります。ちょうど式典が終わった後の昼食の時間、例えば11時半ぐらいからの計画で、3回転で約1,000人の方に食してもらうような計画をしております。平成18年度の尾花沢新庄道路の開通式典の際は、200mで、200.6mでちょうど200万円ほどの予算をこの事業費として計上しております。今回60mを3回転という形で、ほぼ180m、延べにしますとなりますけれども、150万円という数字で今回見積り、計上させていただきましたところあります。

引き続き6ページ、債務負担につきましては、後ほど再度回答することにしたと思います。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

6ページの債務負担のご質問をいただいておりますので、お答え申し上げます。

まず検証検討委員会からの2つの提言ございました。これに対して、白紙撤回とするわけではございません。これまで先の総務文教常任委員会、全員協議会、さらには花笠高原施設に関する勉強会の等で、お話し申し上げたとおりでございますけれども、鶴子地区の総意によりまして、大浴場や花笠高原荘に対して、最大限の協力をしていくとの提案をいただいております。そうしたことを受けまして、市としては地区民の声を大切にしながら、市も地区も施設受託者も互いに連携して、施設の活性化に取り組んでいきたいと考えてございます。つきましては、今回の債務負担の承認をいただいで、3年間の期間になりますけれども、その中で受託者を決定し、受託者ととも施設の継続をしていきたいということでございます。

それから花笠高原荘につきましては、検証検討委員会の提案のとおり、安価な宿として継続をしていきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長（永 沢 晃 君）

次に、これからの公募に対しての公募なし、手を挙げる方がいなかった場合、どのように考えているかということでもありますけども、公募は議員仰せのとおり、これからですので、まずは手を挙げやすいようにする必要あるのかなど、いうふうに考えております。そのため、公募の範囲といたしまして、今回は北村山管内というふうな限定しましたが、今回はその枠を広げ公募する必要がまずはあるのかなど、いうふうに考えております。以上であります。

◎議 長（大 類 好 彦 議員）

青野議員。

◎7番（青 野 隆 一 議員）

ただ今ご説明をいただきました。元気な地域づくり交付金につきましては、除雪費の計上ということで除雪全般に活用されるということで、結構だというふうに思います。

次の鳥獣被害防止対策協議会の補助金について、農林課長からご説明ありました。やっぱり非常に今年はクマの出没、全尾花沢市内、全区域で発生をしている。そしてまた小学校近くにも、クマの出没があったというふうなことでありました。この原因はさまざまあるかと思いますが、非常にあの農林課の皆さん方、あるいは猟友会の皆さん方、このたびは捕獲のほうにですね、非常に積極的に、先ほど数字あったとおり、やっていただいております。ご難儀をかけているなと思います。そうした意味で、地域のほうでも、よりそういった意味でも安心をしながら、鳥獣の被害についても、その効果についても評価を私はされてるというふうに思います。やはり猟友会のほうにも大変なご難儀をおかけをしてるということでございますので、やはりその主体となる猟友会に対する、これは対応という意味があつての91万1,000円の補正だというふうに思いますので、これからも猟友会との協力関係をより大切にしながら、これからもおそらくそういった傾向は続くんじゃないかと思いますが、よろしく対応方についてお願いをしたいと思います。

次の徳良湖、18ページにつきましては、徳良湖の指定管理については、キャンプ場の追加ということで了解いたしました。

次の市制施行60周年の長板そば委託料なんですけども、これどこに委託をするのか、改めてお伺いしたいと思います。そしてまた、開庁式典、5月1日、大勢の市民の皆さんが参加をいただいて、この60周年をお

祝いをされたということでございました。大変私その市民の皆様方のご参加をいただいた状況については、大変成功だったなと思っております。この長板そばにつきましても、市民が参加をする、そういった意味で成功していただきたいなと思っております。そうした意味で、この市民の皆さん方、おそらく来賓の方も相当の人数でいらっしゃるという説明を、全協でもいただきました。私はそれも大事なんですけども、やはり市民の皆さん方、この60年間、市政を支えていただいた多くの市民の皆さん方が参加をしていただけるような周知、あるいは企画、そういったものをどのように考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

あとは、債務負担行為の説明がございました。花笠高原荘のあり方に関する提言書、これもまた市民を代表する皆様方が多くの議論を経て、提言をされた内容でございます。今ご回答がありましたように、白紙に戻すということでない、この提言書の1番については大いに活かしながら、そこも進めていきたい。そして、御所の湯の廃止については、鶴子地域との話し合いがその後あったわけですから、その上に立って、採算性もにらみながら、この3年間積極的にその運営を、地域の方々とも一緒にやりながらやっていくということでございました。やはり地域の声も大事にしながら、このことについては3年という期限を切つてのことだと思いますので、今後とも、その採算ベースも含めながら、基本的には提言書のあった内容をベースにして、しっかりと指定管理を含めた運営に努めていただきたいというふうに思います。

あと2点目にありました、公募がなしという場合の状況、これを想定する必要がないのかどうか分かりませんが、私はやはりその公募をして1ヵ月間の周知期間をおいてということになります。例えば工事みたいなものでありますと、委託をする側と、いわゆるその委託を受けるという側が、その公募期間中、いろんな話し合いをしたり、現場説明をしたりすることです。そういった意味で、折り合いと言いますか、やはりこれだったら私やりたいと、これちょっとなかなか難しいなというふうなことで、結局北村山以外の区域を広げて公募をするということは、私は賛成でございます。そういった業者が大勢来ていただいて、そして競い合いながら、この今ある指定管理をより良くしていただきたい。そして、市民サービスが向上していただきたい。そして経費の節約が図られる、やはりそういった指定管理の目的が達成されればよいなというふうに思っております。ただこれは相手

があるということでございますので、私の心配は当たらないことにこしたことはないんですが、やっぱりそういうことも想定をしなきゃならないというふうに、これは相手があることですから思われます。改めてその公募をする、その広げながらやっていくという方向性については、これを了解はいたしましたけども、やっぱりその私が言っているような事態、万が一ということだと思いますけども、改めてのその時の対応について伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

青野議員のほうからは、まず先ほどの18ページの市制施行60周年長板そばの委託先になりますけども、こちらにつきましては、市内のそば店舗で組織しております、おくのほそ道のそば街道さんのほうに委託する予定で今考えております。

次にもう1つ、指定管理につきまして、その公募について、その募集した結果、そういうふうな手を挙げる方がいなかった場合の想定です。まず、他の自治体の事例なども参考にさせてもらっておりますけども、指定管理のその場合は、仕様書の条件を変えて、やはり再公募というふうな形で、先ほど議員が言ったような部分になる場合もあるようです。その再公募等でもなかなか難しいというふうな場合によっては、その議会等との話し合いを得ながら、業務委託または当面休止するような選択をしている事例もあるということも確認しております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

先ほど長板そばの関係で、市民に対する周知をどのように行っていくかというふうなご質問をいただいたところでございます。10月26日の記念式典につきましては、午前中に10時から記念式典、昼11時半から長板そば、そして午後1時半から尾花沢にゆかりのある歌い手の方をお招きしてのふるさと音楽祭、この3部構成で記念式典を企画してございます。やはり市民の方が大勢お越しいただきまして、市民上げてこの記念式典をお祝いできるような形にしていければと考えておるところでございます。市民への周知につきましては、10月の市報と同時に、この記念式典、長板そば、ふるさと音楽祭に関する特集のチラシなども作成、全戸配布するなどいたしまして、市民の方にお知らせをして、参加をしていただけるように努めてまいりたいという

ふうに考えておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

60周年記念ということでございますけども、人生でいえば還暦ということで、特に今回の60周年というのは市民、多くの市民から参加をいただくということが、やっぱり大きな、行政側としても気を配っていただきたいと思います。特にその長板そばというのはやっぱり食べるものですから、不足をしたり、来てもなかったとか、市長も大分5月1日の餅まきについては、相当数の量を増やして、なんとか拾えなかった方に対しても、少しですけども差し上げて、来られた方がお祝いをされたらと。総務課長も十分その点はいろいろ考慮されているとは思いますが、やはりその周知方法含めながら、来られた方については、来たらなかったというふうなことがないように、十分なその体制を取っていただいて、多くの市民に集まっていたいただけるイベントにしていただきたいとお願い申し上げたいと思います。

あと、公募についてなんですけども、今回債務負担行為をこの9月定例会にやったということは、後ほどの日程を追っていきますと、最低でも9月定例会でやって指定管理者を決めて、予算を議決をするという段階を踏むには、この9月議会での債務負担行為、これここでないと間に合わないということだと私思います。そうした意味で、これから相手方がいろんな形でその公募ということについての形で業者、業者と言いますか、やりたいという方が見えられると、なると思うんですけども、やはりその債務負担行為、今回設定されているということでもあります。これあくまでも上限ということで、固定ではないと思うんですけども、やはり債務負担行為、そのものが当初設計で言えば不調になったという場合、当然その予算を増やすとか、あるいは今まで設計に合った内容を減らすとかということをしなからこれやらなきゃならない。そしてまた、本当に応募がないというふうになった場合には、これは直営での業務委託という、そういった選択肢も出てこざるを得ないのかなというふうに思います。いずれにしても、今回市議会のほうとも勉強会を開催しながら、そして公社の、公社と言いますか、その指定管理のあり方についても、さまざまな議論をしながら、今回議会上程ということになりました。やはりこれからは議会とのさらなる情報交換、あるいは状況が変わった場合にはそういったその都度のきちんとした説

明責任をいただきながら、今回の指定管理がしっかりとやっていたかのような形になればということをお願いをしたいなと思っていますところであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

その他ご質疑ありませんか。鈴木清議員。

◎14番(鈴木清議員)

私は2点質問があります。

12ページの20款4項1目1節の亜炭鉱害であります。亜炭鉱につきましたは、山形県鉱山史の中に地図がありまして、尾花沢市でどこら辺が炭鉱があったかっていう地図がありますけども、私調べましたところ、とりわけ西野々地区に集中しているようでございました。そして集中豪雨があれば陥没したり、崖崩れがあるということで、特段の配慮が必要なのではないかなというふうに思っているところです。尾花沢全体として亜炭鉱害をどんなふうに見て、これからやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

地図によりますと、西野々地区に坑道の跡がありまして、たくさんの鉱山跡があります。黄色く染めているところが、鉱夫の記憶によりまして、ここら辺で掘ったんですよということで、今作っているスイカ畑や水田とだいたい重なっているのはありますので、かなり集中しているところであります。これからの亜炭鉱害をどんなふうにしていくかという質問が1点です。

もう1つが14ページの3款2項19節の副食費の無料化に伴うことでございますけれども、全協でも意見を言いましたけれども、県内では副食費を無料にしているのは尾花沢が唯一で、県内のトップランナーになっているというふうには私思っておりますので、ぜひとも子育てするなら尾花沢を上手にアピールしていただきたい。どんなふうに応援していきたいと考えていらっしゃるか、それが1つ目の質問です。もう1点が3歳から5歳までは保育料も無料、副食費も無料となりましたが、0歳から3歳未満のところは今までのまま、今までの保育料の徴収のあり方なので、段差があると思っております。3歳未満と3歳以上で、3歳以上は無料化になりますが、それまではせっかく子どもが、子どもを産んで育てるために、最初に親になって苦労する場面でありまして、まだ保育料が収入によって、応能負担ということで、格差があると思っておりますので、私はその格差を埋めることが必要だと考えております。格差が起こっているのは、国の施策によるわけですけども、今後その格差を埋めることにどん

なふうな考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

西野々地区、名木沢のほうに多くある亜炭の跡というふうなことで、陥没等します鉱害の今後の対応についてというふうなご質問でございますけれども、鈴木議員お見せいただきました地図については、我々その詳細については把握してございません。県のほうでその図面をお持ちだというふうなことではございますけれども、上に耕作している方々等々もありまして、そういうふうな情報は、開示されたことがございませんので、坑道につきましたは、あるというふうなことは分かりますけれども、どこにその坑道があるのかというふうなことについては、我々行政のほうでは存知上げていないところでございます。また仮にその坑道が分かった場合に、分かった場合でも掘削するにあたりましては、その亜炭がある層に、層のほうに掘削して行ったというふうな、当然事業者さんのお話でございますけれども、そういうふうなことでございます。図面どおりにその亜炭の坑道があったかという、それも定かでないというふうなことでございますので、その坑道を全て塞ぐとか、そういうふうなことは、今現段階で我々できかねるというふうなことで、亜炭鉱害に被災された方々については、ここに多分坑道があるだろうというふうなことを十分認識された上で、耕作されている。幸いにしてこれまであの坑道に人が落ちてケガをしたとか、そういうふうなことは今までありませんでしたけれども、実際に陥没した、あるいは崩落してしまったり、いうふうなことが発生して、国の調査官からこれは坑道です、亜炭鉱害です、というふうに認定してもらってからでないと、実際に工事入れないというふうな状況でございますので、十分気を付けて耕作していただくと、いうふうなことを促すことしか、まだ今我々できることはないというふうなことでございます。ただ実際、亜炭の鉱害が発生した場合は、速やかに予算を確保して、復旧工事にあたりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。まずは子育てのそのPRといった点でございます。今回の制度の無償化ということで、市報9月15日にこのことをまず載せさせていただいて

PRしたいと考えております。なお、ホームページについても同じように掲載させていただいて、PRしたいと思います。それから保護者向けに説明会を開催しておりますので、このことについても尾花沢の子育てに対する優位性をPRしてまいりたいと考えております。

それから0歳から3歳未満の方についての今後の対応というふうなことでございますけれども、今回の無償化について、これまで18歳以下の第2子を半額、あるいは第3子を無料といった点、それから同時入所者の無料、これは継続してまいりますので、まずはこのことを引き継いでいきたいと思っております。

それから、これも考え方もいろいろあるかと思っておりますけれども、特に子どもの小さいうちについては、やはりその親御さんから見ていただくと。流れといたしましては、1歳までの育児休暇というものも取られる方もやはり多くなっているような気がいたします。その辺のところも踏まえて、ただ現実的に、それ以降のその働き方、就労とのバランスもございまして、その辺のところは今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

亜炭鉱については、必ずこれとおりでであるというのは確かではないというのは、そのとおりでと思います。私も現地に行っても住宅地の上、住宅地がこの跡の上に乗っかっている場所もありますし、この黄色く染めたというのは、その鉱夫の記憶によるものだとということで、細かい地図とかそういうのがないみたいなんです。私も昔の写真集を見ると小屋掛けをして掘って行っているという写真があったりして、こう行ってこう、こういうふうにして行くみたいなことで、実際にはその正確無比なものではないというのは分かっていますけれども、この可能性が強いというところなので、その認定の仕方は大変厳しく認定して、国によるその補助をいただくということだと思っておりますけれども、密集しているということ自体はそのとおりでありますので、その上に最上川がうねって西野々の周りをぐるんとうなっているみたいな、大変、集中豪雨が来れば危険な地帯だと思っておりますので、そのところまたよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の保育料、副食費無料化というのは、もう胸をはって尾花沢で子育てをしてほしいというアピールをぜひしていただきたいと思っております。よろしくお願ひ

します。以上で終わります。

◎議長(大類好彦議員)

その他ご質疑ありませんか。菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

1点お伺いいたします。17、18ページでございます。7款1項3目の観光費、18節の備品購入費となっております。聞くところによりますと、この備品購入というふうなことは、源泉の予備ポンプというふうなこと伺っておりますけれども、この点について、ご説明をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

お答えいたします。18ページの528万円につきましてはであります。議員仰せのとおりであります。通常源泉に対しては2つのポンプを利用しております。一方を動かしている時は一方を休めているというふうな、この揚湯、湯を揚げる仕組みになっております。これにつきましては、どちらかが不都合があった場合にも利用に支障がないような形での運用という形になっておりますので、今般はその、昨年度も1基分を交換しておりますので、今般の耐用年数をもって、また374mですね、地中にあるところのポンプをもう1基分を交換して2基交換完了というふうな形になります。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

内容については理解するところでございます。ちょっと調べたところが、昨年の決算におきまして、源泉のポンプ、オーバーホールというふうなことで、810万円ほど昨年もしているというふうなことでありますけれども、2年続きでかなというふうなことでありますけれども、今課長からの一方を、2つを用意しておいて一方を使えば、一方を休めておく。万が一に対処したやり方というふうなことで、了解したところでございます。先般、徳良湖温泉のほうに入る機会がありまして、大変素晴らしい、あのすべすべとした湯の感がありました。後ほど第2号源泉のほうから入れたほうには、大変メタホウ酸という成分がたくさん入っていると、いうふうなことでありまして、この効用については、まだまだいろいろ分析していただいて、肌への効能などあるとすればですね、その点大いに宣伝していただければ、さらに誘客が増えるんではないかと思っておりますけれども、この点についてもちょっと伺います。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

今、温泉の泉質等の効能またはそのPRという形で
の質問ありました。温泉については、温泉のその泉質
の名前について、昨今変更等がありまして、その泉質
の含有量の量等によって、なんとか温泉、なんとか温
泉という、その源泉の質の名前をPRできる場合と、
少ないとPRできないという、ちょっとルールがあり
まして、その中で再度、あの私のほうももう少しあの
勉強する必要ありますけども、徳良湖温泉のその効能、
泉質等について、特徴ある部分での数値というものが、
今まだ出てない状況でありましたので、そういう部分
をちょっとまた再度調査しながら、泉質のPRもでき
ればなっていくふうな形で考えております。今現在の、
これまであった単純源泉という名前がもう使えないと
いう状況でありまして、そういう単純源泉の中にもい
ろんな成分があるんですけども、単純源泉っていう言
葉そのものがもうなくなってしまったようでありませ
るので、ちょっとあの効能の部分と、その名前の部分
が一致しない部分も多分出てくるとは思いますけども、
再度注視して、ちょっとあの興味を持って進めさせて
いただければと思っています。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第45号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案の
とおり決しました。

次に、日程第34、議第46号「令和元年度尾花沢市国
民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とい
たします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第46号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案の
とおり決しました。

次に、日程第35、議第47号「令和元年度尾花沢市農
業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題
といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第47号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案の
とおり決しました。

次に、日程第36、議第48号「令和元年度尾花沢市介
護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とい
たします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第48号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案の
とおり決しました。

次に、日程第37、議第62号「尾花沢市森林環境譲与
税基金条例の設定について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第62号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第38、令和元年請願第2号「市道Ⅲ-44号線の縁石撤去に関する請願」の1案件を上程いたします。

ただ今上程いたしました請願1案件につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております、「請願・陳情文書表」のとおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午前11時53分